

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 大臣官房総務課管理室

特別基金事業推進室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

（政策の基本目標）

先の大戦における労苦等について国民の理解を深め後世に継承するため、追悼事業等の適正かつ円滑な推進を図る。

（政策の概要）

先の大戦において空襲等の犠牲となった方々に対し追悼の意を表す事業を継続し、一般戦災の実態について国民の理解を深める。

戦時衛生勤務に従事した旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、書状の贈呈を行う。

上記のほか、恩給欠格者（旧軍人・軍属において、在職年数が足りず年金恩給を受給出来ない方）、戦後強制抑留者（戦後旧ソ連又はモンゴル地域に強制抑留をされた方）及び引揚者（戦後外地より本邦に引揚げてきた方）に対する慰藉事業を推進してきた独立行政法人平和祈念事業特別基金解散後、同基金所蔵の資料の記録・保存等の事業について有識者による検討会を開催。

（平成 20 年度予算額）

366 百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

戦後 60 年余りが経過し、一般戦災者の高齢化が進み戦災の実体験者が減少している。

また、旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々がいると考えられる。

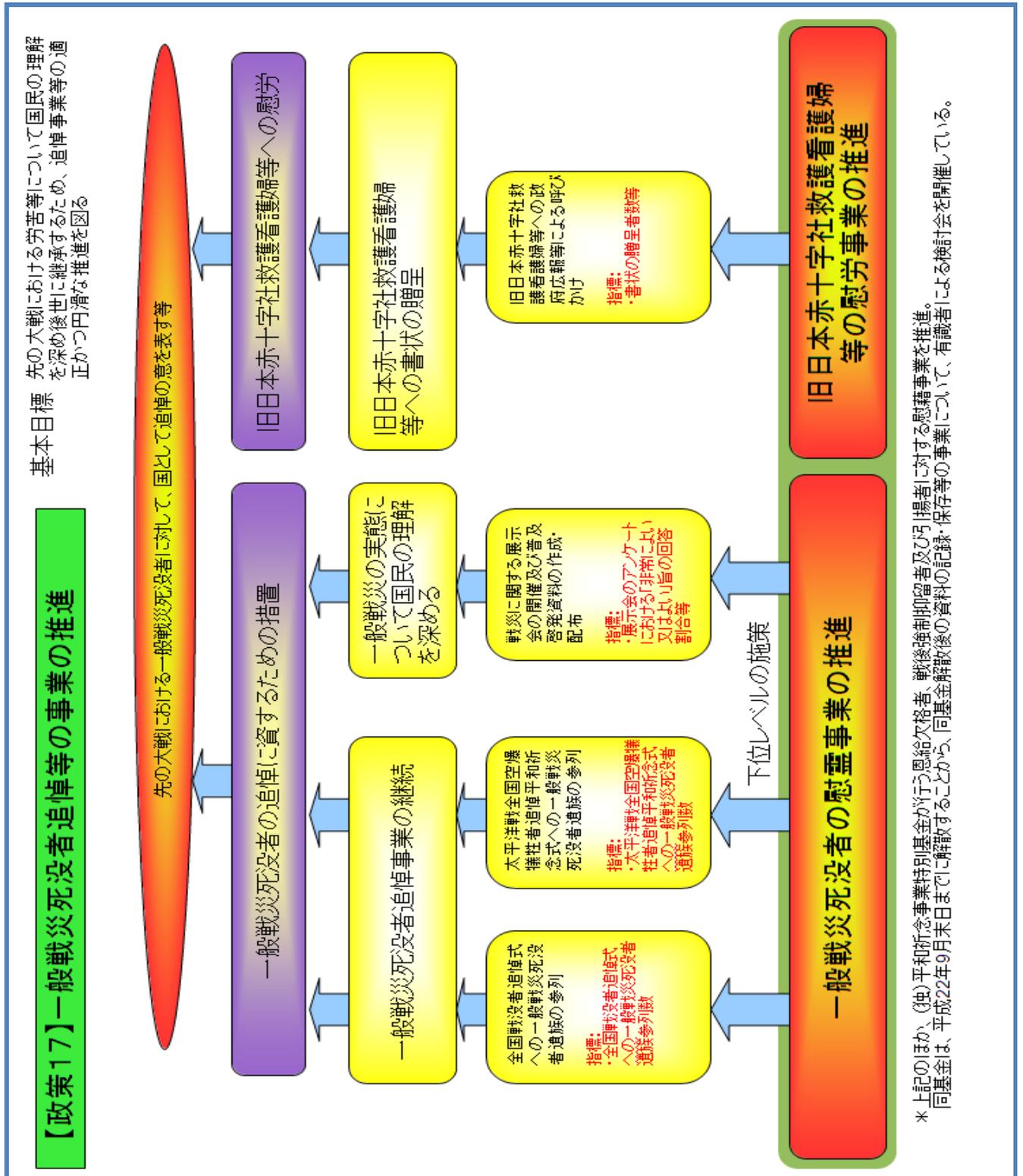
独立行政法人平和祈念事業特別基金は、平成 22 年 9 月末日までに解散することが「独立行政法人平和祈念事業特別基金に関する法律の廃止に関する法律」（平成 18 年 12 月 22 日法律 119 号）により決定している。

（2）関係する施設方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

該当なし

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われることにより、参列者数が維持されているか。	98名	93名	79名
太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	90名	95名	86名
戦災に関する展示会の入場者数	700名	20年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	857名	1,021名	1,084名
戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	20年度	一般戦災の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	93%	91%	90%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	20年度	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われ、未贈呈者の解消が図られているか。	145名	143名	74名

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
戦災に関するビデオ、普及啓発資料の活用状況	一般戦災の事実を伝えていく資料として、適切な施設等へ配布が行われ、役立てられているか。	ビデオ配布先 538カ所 普及啓発資料配布先 24,670カ所	537カ所 24,545カ所	521カ所 24,421カ所
書状贈呈についての政府広報等による反響（問い合わせ件数）	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われたか。	684件	769件	664件
総務省独立行政法人評価委員会における評価等の結果	総務省独立行政法人評価委員会において、中期目標に照らし独立行政法人平和祈念特別基金の業務が、適切行われているか。	19年8月に総務省独立行政法人評価委員会において評価・公表した。	20年8月に総務省独立行政法人評価委員会において評価・公表した。	21年8月頃に総務省独立行政法人評価委員会において評価・公表の予定。

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果（総括）

あらかじめ目標（値）を設定した指標については遺族の高齢化により対象者数が減少していることから、追悼式等への参列者数の漸減傾向がみられるものの、参考となる指標も含め全体としては効果をあげており、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

一般戦災死没者の慰霊事業の推進

(ア) 必要性

戦後60年余りが経過し、遺族の高齢化が進み戦災の実体験者の減少が顕著であることから、一般戦災に対する意識が風化しないよう普及啓発を推進する必要がある。

(イ) 有効性

遺族の高齢化により、追悼式等への参列者は減少しているものの、遺族に限らず入場できる展示会については年々入場者数が増加しており、アンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答割合についても高水準で推移していることから、一般戦災の普及啓発として有効であると考えられる。

(ウ) 効率性

遺族に対しては追悼式等参列旅費の補助、一般戦災の経験のない方々に対しては普及啓発資料の配布等を行うほか、一般戦災の情報を得る機会の少ない地方在住者に対しては展示会を開催するなど、異なる層への適切なアプローチを併用することで、効率的な普及啓発を行っている。

旧日本赤十字社救護看護婦等の慰労事業の推進

(ア) 必要性

戦時衛生勤務に従事しながら、実勤務年数が足りず慰労給付金支給の対象とならない旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、関係者の心情及び強い要望を踏まえ、平成10年度より書状を贈呈する事業を行っているが、年々の書状贈呈状況及び反響を見る限りにおいては、未だ受け取られていない方々が少なくないと推測されることから、事業の必要性が認められる。

(イ) 有効性

書状贈呈事業は平成10年度から開始されているが、書状贈呈への問い合わせが現在でも年間700件近く寄せられており、新聞等による広報活動は有効であると考えられる。

(ウ) 効率性

書状贈呈における広報活動は新聞等の紙媒体、それ以外にもテレビやラジオといった高齢者の目に留まり易い方法で行っており、効率的であると考えられる。

恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦の継承

(ア) 必要性、有効性

「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会」(座長：亀井昭宏早稲田大学商学大学院教授)は、平成20年4月に第1回目の会合を開催して以来8回の議論を重ね、平成21年6月に報告書を取りまとめたところである。

報告書では、

- ・ 兵士・抑留者・引揚者の労苦を風化させないため、貴重な実物資料を常設展示する場が重要
 - ・ そのため、平和基金から資料館を受け継ぎ、引き続き国が運営していくべき
 - ・ 運営に当たっては、日常的な管理・運営業務はノウハウをもつ民間に委ねるなど、効果的・効率的な体制とすべき
 - ・ 全国に向けても発信できるよう、地方展示会やデジタル・アーカイブが有効
- 等との検討結果を取りまとめ、貴重な提言をいただいたところ。(詳細は、「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」参照)

このように、検討会報告書においても、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦に係る展示等について必要性、有効性について提言をいただいている。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

- ・ 遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者数が漸減しており、参列遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。
- ・ 旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々があり、引き続き、書状贈呈を行っていく。
- ・ 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、検討していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者が漸減している。</p> <p>【下位レベルの施策名】 一般戦災死没者の慰霊事業の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族の参列 ・太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族の参列</p>	見直し・改善の方向性	遺族の高齢化に伴う追悼式参列者の減少を踏まえ、追悼式等へ参列する遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。
	(予算要求)	一般戦災普及啓発ビデオ制作のうち、複製及び配布をとりやめ、インターネット掲載とすることで経費の削減を行う。
	(制度)	一般戦災遺族の対象者の範囲を、死没者の子までから孫までへ拡大する。
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を受け取られていない方々がいる。</p> <p>【下位レベルの施策名】 旧日本赤十字社救護看護婦等の慰労事業の推進</p> <p>【主な事務事業】 旧日本赤十字社救護看護婦への政府広報等による呼びかけ</p>	見直し・改善の方向性	未だ書状を贈呈をされていない方々に対し、引き続き書状贈呈を行っていく。
	(予算要求)	継続的な予算措置を講ずる。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 (独)平和祈念事業特別基金廃止後、同基金所蔵の資料の国による円滑な引継ぎ。</p> <p>【下位レベルの施策名】 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦の継承。</p> <p>【主な事務事業】 平和祈念展示資料の記録・保存、展示等。</p>	見直し・改善の方向性	有識者等による平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、具体的に検討していく。
	(予算要求)	(独)平和祈念事業特別基金解散後は、国として実施するための予算措置を講ずる。
	(制度)	(独)平和祈念事業特別基金解散後は、労苦継承事業については、国が行う。
	(実施体制)	平和祈念展示資料の記録・保存に関する検討会の検討結果を踏まえ、整理する。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成21年5月27日）において、課題と取組みの方向性の記述についてそれぞれご指摘を頂き、このご指摘を踏まえて評価書を作成した。

(2) 評価に使用した資料等

「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000028776.pdf